

甲斐市マスコットキャラクター「やはたいぬ」着ぐるみの派遣に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、甲斐市マスコットキャラクター「やはたいぬ」着ぐるみ(以下「やはたいぬ」という。)の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣基準)

第2条 「やはたいぬ」を派遣することができる基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、着ぐるみのみの貸し出しは行わない。

- (1) 市が実施又は参加する事業・催事及びキャンペーン等のPR活動
- (2) 不特定多数の市民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業・催事
- (3) 公共的団体が主催する事業・催事で、不特定多数の来訪者の参加とPR効果を見込むことができる公共性の高い事業・催事
- (4) 市内の保育園、幼稚園、小中学校等で開催される事業・催事
- (5) その他、市長が特に必要と認める事業・催事

(派遣の承認)

第3条 「やはたいぬ」の派遣を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、派遣を希望する日の3月前から14日前までにマスコットキャラクター「やはたいぬ」派遣申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 市長は、派遣の承認をするときはマスコットキャラクター「やはたいぬ」派遣承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(派遣時間)

第4条 「やはたいぬ」の派遣時間は、原則として1回4時間以内とする。

- 2 出演時間は30分以内で1日2回までとし、同一事業・催事への2日以上の派遣はできないものとする。
- 3 同一時間帯での複数事業・催事への派遣はできないものとする。
- 4 ただし、市長が特に必要と認めた場合は、派遣及び出演時間を変更することができる。

(派遣の人員)

第5条 「やはたいぬ」の派遣人員は、原則として着用者1名及び補助者1名とする。

(派遣費用等)

第6条 派遣費用等は、無料とする。

(派遣に係る条件)

第7条 派遣をした場合であっても、雨天の場合は屋外での出演は行わない。

2 申請者は、駐車場、控室及び補助者1名を用意するものとする。

(原状回復)

第8条 申請者が故意又は過失により、「やはたいぬ」を滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を市に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

(責任の制限)

第9条 派遣により申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害が生じることがあっても、市は、一切その責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。